



任期付自衛官登録制度について

航空自衛隊築城基地では、次のとおり任期付自衛官への登録を推進しております。

(元自衛官及び現職予備自衛官に限ります。)

細部概要については、航空自衛隊ホームページを参照して頂くか、下記までお問い合わせ下さい。

連絡先: 航空自衛隊築城基地

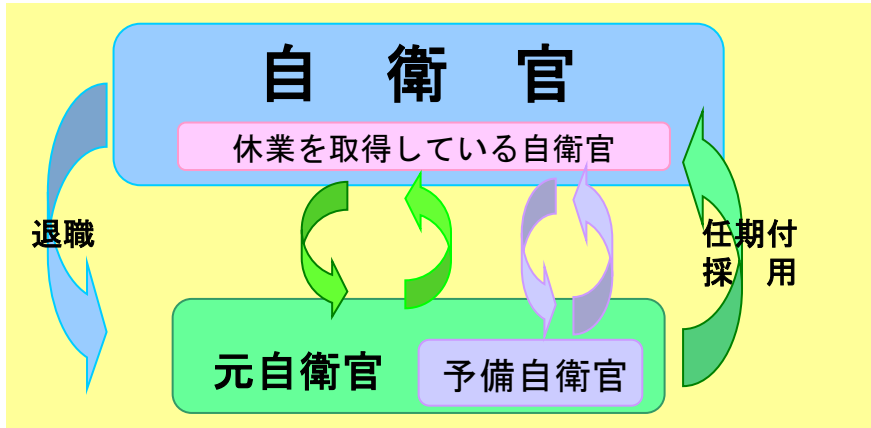
第8航空団司令部人事部人事班

電話番号: 0930-56-1150

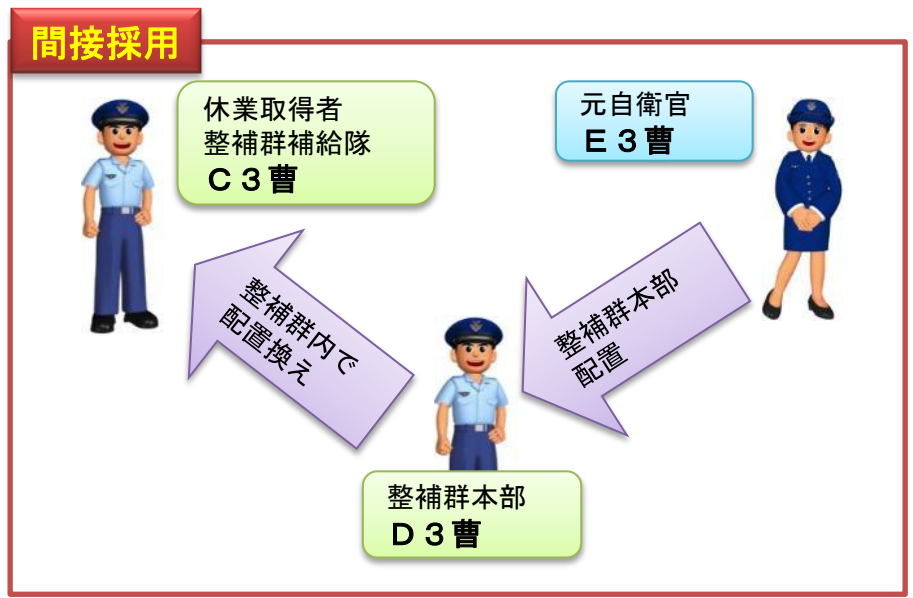
(内線320又は624)



育児休業又は配偶者同行休業により不在となる隊員の代替要員として、その休業期間を任期の上限として、**元自衛官**を採用することができる制度です。



* **元自衛官に限る理由**
 募集源は可能な限り制限しないことが望ましいが、代替要員の任期は、休業期間（最大3年）と短期間であり、即戦力として業務を代替する必要性及び自衛官として長期の教育訓練を行う必要がないことから、自衛官としての基本的な訓練を受け、勤務経験を有する元自衛官に限るものです。





任期付自衛官応募資格（基準例）



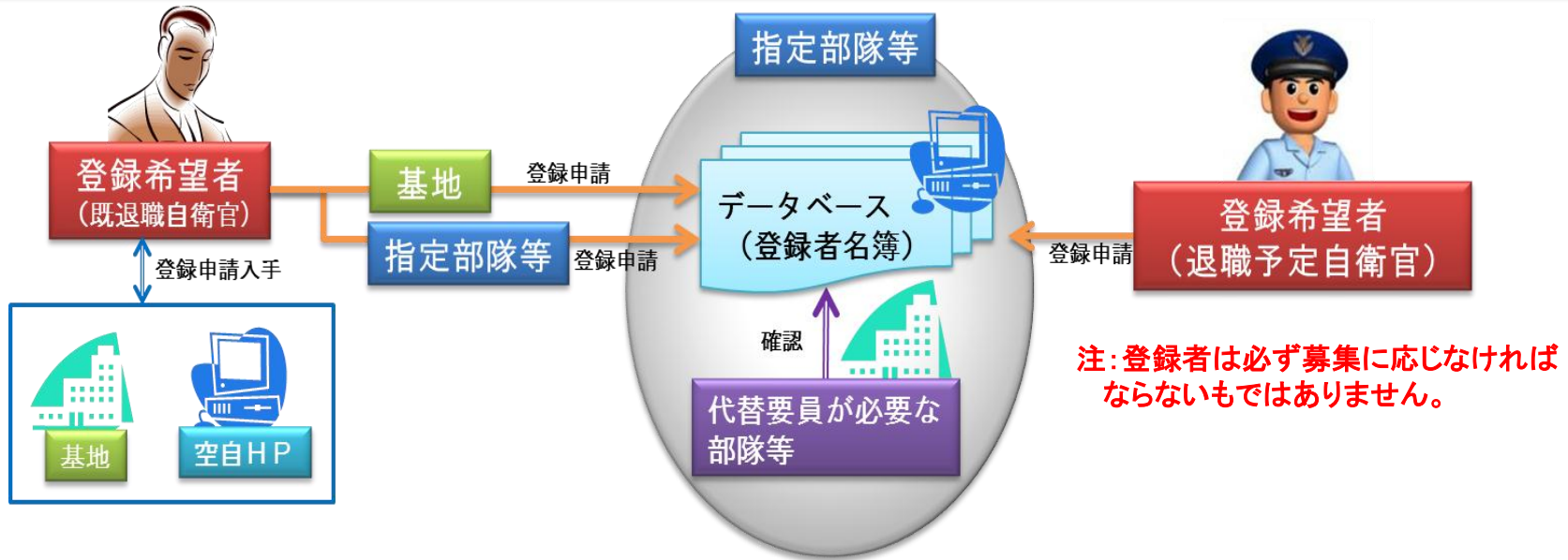
- 1 元自衛官で、自衛官としての勤務が1年以上の者
- 2 自衛隊退職時の階級又は現に指定されている予備自衛官の階級が育児休業者の階級を上回らない者
- 3 任期満了時、各階級の定年年齢以下の者
- 4 日本国籍を有する者
- 5 自衛隊法第38条第1項の規定に該当しない者
（※成年被後見人又は被保佐人）



任期付自衛官登録制度（H27.4.1施行）



育児休業又は配偶者同行休業により不在となる隊員の代替要員（任期付自衛官）として、勤務することを希望する元自衛官をあらかじめ登録しておく制度です。



○登録の申請

「航空自衛隊任期付自衛官登録申請書」※に必要事項を記入し、登録を希望する基地等に提出してください。

※最寄りの基地、退職時の所属部隊等及び空幕人計課から入手いただけます。また、空自ホームページからもダウンロードできます。

○募集情報の提供

登録者には、要件に合致する任期付自衛官の募集情報をお知らせします。

○その他

登録者は必ず募集に応じなければならないものではありません。また、登録者が募集に応ずる場合であっても、選考により採用が決定されるため、直ちに採用が約束されるものでもありません。